

令和2年11月9日
消費者庁表示対策課

不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）に関する
意見募集について

1 意見募集の対象

不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）

2 意見募集の趣旨

本年7月17日に閣議決定された規制改革実施計画において、「原則として全ての見直し対象手続（注：「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされていることを踏まえ、消費者庁では、不当景品類及び不当表示防止法施行規則（以下「景品表示法施行規則」という。）の一部を改正する内閣府令（案）を作成いたしました。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本内閣府令案作成の参考とさせていただきます。

3 意見募集期間

令和2年11月9日（月）から同年12月15日（火）まで（郵送の場合は同日必着）

4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

【1】氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）

【2】職業（法人その他の団体にあつては業種）〔任意〕

【3】住所（法人その他の団体にあつては所在地）

【4】電話番号

【5】電子メールアドレス（お持ちの場合）

【6】御意見及びその理由（該当箇所及び御意見・理由を御記入ください。）

* 御意見が600字を超える場合、その内容の要旨を記載していただきますようお願いいたします。

(1) インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームから御提出ください。

(2) FAXの場合

FAX番号：03-3507-9295

消費者庁表示対策課 景品表示法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）

意見募集担当 宛て

* 表題を「景品表示法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）について」として
ください。

(3) 郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階

消費者庁表示対策課 景品表示法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）

意見募集担当 宛て

* 封筒表面に「景品表示法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）について」
と朱書きしてください。

5 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。
- 御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、その旨御了承願います。
- 御記入いただいた氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。